

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2104213 号
令和 3 年 4 月 2 1 日
原 子 力 規 制 庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 4 月 2 日付け令 03 原機（も）001 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設（以下「もんじゅ」という。）保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

また、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（原管廃発第 17041919 号（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定。以下「審査の考え方」という。)) を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

非常事態活動に必要な器材として位置付けている屋外消火栓の定期点検に係る業務の所管を、施設保全課長から機械保全課長へ移管するとした変更である。

3. 審査の内容

3-1. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請が、施設保全課長が所管していた非常事態活動に必要な器材の定期

点検に係る業務を機械保全課長に移管するとしているものであり、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたもんじゅの保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

3-2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転に関する規則（平成12年11月6日総理府令第122号）第87条第3項第15号（非常の場合に講ずべき処置）について、審査の考え方は、緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が、施設保全課長が所管していた非常事態活動に必要な器材の定期点検に係る業務を機械保全課長に移管するとしているものであり、変更の前後においても、その業務の内容が変わるものではないことを確認したことから、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

以上のことから、規制庁は、本申請について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと判断した。